

社会福祉法人 桑友

定 款



M U L B E R R Y

社会福祉法人 桑 友 定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者はもちろん地域にくらす誰もが、個人の尊厳を保持しつつ、お互いを尊重し、心豊かに、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。

(1) 第二種社会福祉事業

イ：障害福祉サービス事業の経営

ロ：地域活動支援センターの経営

ハ：相談支援事業の経営

ニ：障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の経営

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人 そう ゆう 桑 友（以下「法人」という。） という。

(経営の原則)

第3条 法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正におこなうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所を島根県松江市天神町93番地に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 法人に評議員7名以上10名以内を置く。

2 ただし、在任する評議員の数は理事の員数を超えることとする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会においておこなう。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会がおこなう。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案をおこなう場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 社会福祉充実計画の承認
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、

必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第13条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上9名以内

(2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名をこの法人の業務を執行する理事(以下「常務理事」という。)とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3か月(四半期)に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

- 2 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(職 員)

第23条 法人に、職員を置く。

2 法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務をおこなう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第27条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第30条 法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第31条 運営協議会の委員は2名以上8名以内とする。

（運営協議会の委員の選任）

第32条 運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

- （1）地域の代表者
- （2）利用者又は利用者の家族の代表者
- （3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第33条 法人が第31条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第34条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、法人の活動に関する地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（運営協議会の運営）

第35条 運営協議会の運営については、この定款に定めのあるもののほか、理事会で定める運営協議会運営規程によるものとする。

第7章 資産及び会計

（資産の区分）

第36条 法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）障害福祉サービス事業所 WANA JAPAN 及び障害福祉サービス事業所まるべりー出雲敷地
島根県出雲市斐川町学頭七日市灘 1625 番 4（532.54 平方メートル）
〃 1625 番 5（807.80 平方メートル）
- （2）島根県出雲市斐川町学頭七日市灘 1625 番地 4~5 所在の鉄骨造瓦葺 2 階建
障害福祉サービス事業所 WANA JAPAN 及び障害福祉サービス事業所まるべりー出雲 1
棟（704 平方メートル）
- （3）地域活動支援センターここいこ敷地
島根県出雲市斐川町学頭七日市灘 1625 番 27（500.00 平方メートル）

- (4) 島根県出雲市斐川町学頭七日市灘 1625 番地 27 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建
地域活動支援センターこいこ 1 棟 (334.54 平方メートル)
 - (5) グループホームハイツマルベリー敷地
島根県出雲市斐川町荘原 488 番 68 (677.76 平方メートル)
 - (6) 島根県出雲市斐川町荘原 488 番地 68 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建
グループホームハイツマルベリー 1 棟 (314.98 平方メートル)
 - (7) グループホームライブハウスの敷地
島根県出雲市斐川町荘原 488 番 20 (551.31 平方メートル)
 - (8) 島根県出雲市斐川町荘原 488 番地 20 所在の木造スレート葺平家建
グループホームライブハウス 1 棟 (203.53 平方メートル)
 - (9) 障害福祉サービス事業所まるべりー松江敷地
島根県松江市天神町 92 番 1 (11.57 平方メートル)
島根県松江市天神町 93 番 1 (75.70 平方メートル)
島根県松江市天神町 93 番 (312.39 平方メートル)
島根県松江市天神町 94 番 (175.53 平方メートル)
 - (10) 島根県松江市天神町 93 番地所在の鉄骨造アルミ亜鉛合金メッキ鋼板葺 2 階建
障害福祉サービス事業所まるべりー松江 1 棟 (610.65 平方メートル)
 - (11) 障害福祉サービス事業所まるべりー出雲敷地
島根県出雲市斐川町学頭 1652 番 3 (2294.70 平方メートル)
 - (12) 島根県出雲市斐川町学頭 1652 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害福祉サービス事業所まるべりー出雲 1 棟 (599.75 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 4 4 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるための必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 7 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付がおこなう施設整備のための資金に対する融資と併せておこなう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を島根県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく島根県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第38条 法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業をおこなう。

(1) 障害者就業・生活支援センターの事業（雇用安定等事業）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第45条 法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業をおこなう学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 法人の公告は、社会福祉法人 桑友の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載しておこなう。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任をおこなうものとする。

理 事 長	小 嶋 勇
理 事	福 田 賢 司
理 事	加 藤 公 美
理 事	山 根 勲
理 事	岩 田 守 弘
理 事	高 橋 重 徳
理 事	武 田 文 夫
理 事	坂 根 実 季 陽
理 事	武 田 牧 子
監 事	犬 山 春 江
監 事	鎌 田 澄

- 2 この定款は、1993（平成5）年10月12日より施行する。（法人設立認可）
- 3 この定款は、1995（平成7）年3月14日から施行する。（定款準則改定に伴う変更並びに資産の追加）
- 4 この定款は、1997（平成9）年3月18日から施行する。（定款の変更並びに資産の変更）
- 5 この定款は、1997（平成9）年10月28日から施行する。（事業追加に伴う定款変更並びに資産の追加）
- 6 この定款は、1998（平成10）年8月11日から施行する。（定款準則改定に伴う変更、事業追加に伴う変更並びに資産の追加、施設名の一部変更）
- 7 この定款は、1998（平成10）年12月28日から施行する。（事業追加に伴う定款変更並びに資産の追加）
- 8 この定款は、1999（平成11）年11月15日から施行する。（公益を目的とする事業の追加に伴う定款変更）
- 9 この定款は、2000（平成12）年9月5日から施行する。（精神保健福祉法の改正及びグループホームさわやか荘事業開始、社会福祉事業法名称変更に伴う変更）
- 10 この定款は、2003（平成15）年3月5日から施行する。（精神保健福祉法の改正に伴う精神障害者短期入所事業の追加及び定款準則改定に伴う定款変更）
- 11 この定款は、2004（平成16）年6月22日から施行する。（事業の追加及び公益を目的とする事業の追加に伴う定款変更）
- 12 この定款は、2005（平成17）年6月6日から施行する。（事業追加に伴う定款変更並びに資産の追加、法人所在地の変更、施設名の一部変更）
- 13 この定款は、2006（平成18）年1月13日から施行する。（定款準則の一部改定に伴う変更並び

に事業追加に伴う変更)

- 1 4 この定款は、2006（平成 18）年 6 月 14 日から施行する。（定款準則の一部改正に伴う変更）
- 1 5 この定款は、2006（平成 18）年 10 月 11 日から施行する。（障害者自立支援法の施行に伴う事業の変更及び追加、施設名の一部変更）
- 1 6 この定款は、2007（平成 19）年 6 月 12 日から施行する。（定款準則の一部改正に伴う変更、障害者自立支援法の施行に伴う事業の変更、厚生労働省職業安定局の指導による変更及び追加、収益事業の廃止）
- 1 7 この定款は、2009（平成 21）年 10 月 15 日から施行する。（収益事業廃止時の変更漏れの修正、県指導による定款準則に則った変更）
- 1 8 この定款は、2011（平成 23）年 4 月 1 日から施行する。（WANA JAPAN 新体系移行による事業の変更）
- 1 9 この定款は、2011（平成 23）年 6 月 1 日から施行する。（法人の組織運営をより円滑に進めるための変更）
- 2 0 この定款は、2012（平成 24）年 6 月 1 日から施行する。（診療所の事業の廃止に伴う変更）
- 2 1 この定款は、2013（平成 25）年 4 月 10 日から施行する。（理事及び評議員の定数の変更に伴う変更、他）
- 2 2 この定款は、2014（平成 26）年 4 月 1 日から施行する。（地域活動支援センターの名称の変更）
- 2 3 この定款は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。（評議員の定数の変更に伴う変更）
- 2 4 この定款は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。（社会福祉法人制度改革に伴う変更）
- 2 5 この定款は、2018（平成 30）年 6 月 20 日から施行する。（まるべりー斐川移転予定地取得に伴う変更）
- 2 6 この定款は、2019（令和元）年 7 月 18 日から施行する。（基本財産の番地誤入力の訂正に伴う変更）
- 2 7 この定款は、2020（令和 2）年 4 月 10 日から施行する。（グループホームライブハウスの敷地面積減少に伴う変更）
- 2 8 この定款は、2020（令和 2）年 7 月 10 日から施行する。（まるべりー斐川からまるべりー出雲への名称変更、基本財産の増加、基本財産の処分に関する規定の追加に伴う変更）
- 2 9 この定款は、2020（令和 2）年 9 月 23 日から施行する。（基本財産に係る表記の修正に伴う変更）